

肥料法の改正概要

消費・安全局 農産安全管理課

令和4年2月3日

農林水産省

目 次

1	肥料制度の改正背景	3
2	肥料の品質の確保等に関する法律の概要	15
3	参考情報（問い合わせ先等）	35

1 肥料制度の改正背景

1 肥料制度の概要

- 農家が、安全で効果的な肥料を、適切に使用できるようにするため、昭和25年に法律が制定された。
- 制度の目的や意義は変化していないが、時代の変化に伴い様々な制度上の課題も生じていることから、肥料の安全性の確保及び良質かつ低廉な肥料の供給の観点から、制度見直しの必要が生じている。

使いたい肥料を正しく選択

(制度の目的)

- 肥料は見た目では判別することが困難であり、品質をごまかすのが容易
- 農家が使いたい肥料を正確に判別するためには、正確な表示が必要不可欠

安全で効果的な肥料の流通

(制度の目的)

- ほとんどの肥料は産業副産物から生産される
- 有害物質や、肥料効果のない廃棄物が、肥料として流通しないよう管理が必要

○肥料の品質の確保等に関する法律
(旧肥料取締法)
(昭和25年法律第127号)

肥料の公定規格

- 肥料の安全性や効果の基準を設定

登録制度

- 規格の適合性を流通前にチェック

保証票

- 肥料の品質表示を義務付け

- 肥料は、**見た目**では、その**効果や安全性は判断できず**、生産に悪影響が出てても肥料が原因と特定することが困難であり、農家は粗悪な肥料や表示と異なる肥料を判別することが難しい。
- 肥料生産業者**と**農家**の間に**情報格差**が発生しやすいため、公正な取引が行われにくいおそれがある。
- この格差を解消するためには、取引上有利な立場にある肥料業者が、**製品の品質**に関する**正確な情報**を農家に提供する必要がある。

<化学肥料>

◆ 硫安



◆ 尿素



<汚泥肥料>

◆ 汚泥発酵肥料



◆ 工業汚泥肥料



<産業副産物由来肥料>

◆ なたね油かす及びその粉末



◆ 甲殻類質肥料粉末



◆ 副産窒素肥料



◆ 液体副産窒素肥料

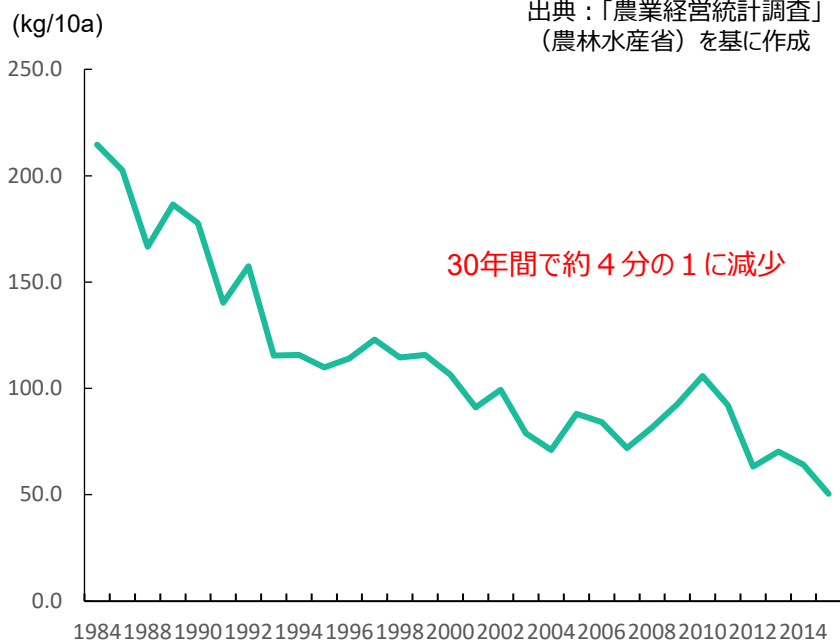


2 見直しの背景

① 地力が低下した土壌や栄養バランスが悪化した土壌の増加

- 水田では、堆肥施用量の減少等により、**地力の低下等が懸念**される状況
- また、畑や果樹園等では、窒素・りん酸・カリ中心の画一的な施肥等により、①ほう素等の微量元素の**欠乏**や、②りん酸**過剰による病気の誘発**、カリ過剰による**成分バランスの乱れ**がもたらす病害などが発生
- 土づくりや土壌の栄養バランスの改善などの観点から、肥料の施用を改めて見直すことで、**収量や品質の向上や生産の安定**がもたらされる可能性

◆ 水田への堆肥の投入量の推移



◆ 地力が低下した土壌や栄養バランスが悪化した土壌による影響の例

地力低下

- 田畑輪換での地力低下による大豆の収量低下

微量元素等の欠乏症

- 水稲へのけい酸施用の減少によるいもち病の被害の発生
- 水稲の硫黄欠乏による収量低下
- ほう素欠乏によるブドウやブロッコリーの生理障害の発生



茎表面が褐変化したブロッコリー (ほう素欠乏)



葉が虫食い状態のブドウ (ほう素欠乏)

出典：「作物の生理障害図鑑」 (JAあいち経済連)

栄養バランスの悪化や過剰害

- りん酸過剰によるアブラナ科野菜での根こぶ病の誘発
- カリ過剰による成分バランスの乱れがもたらすブロッコリーの花蕾黒変症



根こぶ病が発生したハクサイ



花蕾黒変症が発生したブロッコリー

資料：東京農業大学 名誉教授 後藤逸男氏提供

出典：「家畜ふん堆肥の連用によるカリ過剰とブロッコリーの花蕾黒変症について」鎌田淳

2 見直しの背景

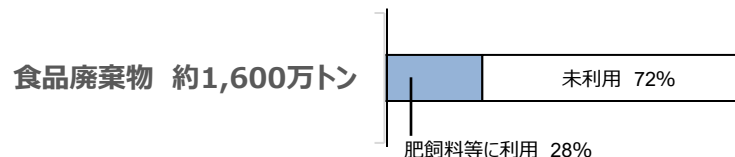
② 産業副産物を活用した肥料の重要性の高まり

- 世界的に肥料の需要が伸びており、将来にわたる肥料の安定供給のためには、海外依存度の高い肥料原料において、**国内で調達可能な産業副産物**をより一層**有効利用**することが重要
- 産業副産物を活用した肥料は、安価であり有機物や肥料成分が含まれるため、**低コスト**で**土壌の改善**に役立つとともに、家畜排せつ物の処理や食品リサイクル等の**資源循環**にも役立つ**新たな肥料原料**として有用

◆ 肥料価格は、国際的な原料（りん鉱石、カリ鉱石など）の需給動向に左右され、不安定

- 2008年、国際的な原料需給の影響により高騰。
- 世界的に肥料需要が伸びる中で、今後の国際需給の影響を受ける局面も考えられる。

◆ 食品リサイクルによる肥料利用率は低く、活用の余地



出典：農林水産省「バイオマス種類別の利用率等の推移（令和元年8月）」に基づき作成

◆ 有機物・副産物を活用した肥料のメリット

低コスト	土壌の改善	資源循環
<ul style="list-style-type: none">原料としてのコストが安い国内で調達可能で国際市況にも左右されない。	<ul style="list-style-type: none">有機物を含む他、微量元素など様々な養分も含むため、土壌の改善に役立つ	<ul style="list-style-type: none">地域の資源の有効活用や環境保全に役立つ偏在する家畜排せつ物の流通・活用につながる

◆ 鶏ふんと普通化成肥料の小売価格の比較

肥料（窒素-りん酸-カリ濃度）	小売価格
鶏ふん（3.3 - 4.3 - 2.3%）	23円/kg
普通化成（8 - 8 - 5%）	98円/kg

→ 56円/2.4kg*
約4割減

※普通化成（8-8-5%）1kgと同等以上の肥料成分量（窒素80g、りん酸80g、カリ50g）を鶏ふん（3.3-4.3-2.3%）で確保する場合の施肥量は2.4kg（窒素80g ÷ 3.3% = 2.4kg）であり、56円（23円/kg × 2.4kg）に相当

出典：「平成29年農作物価統計」（農林水産省）
「ポケット肥料要覧」（農林統計協会）

2 見直しの背景

③データに基づくきめ細かな施肥や土づくりの新たな展開

- スマート農業の展開により、土壌や作物の生育などの様々なデータの収集・解析が可能に。
- これらの動きに対応した肥料制度の見直しを合わせて進めることにより施肥や土づくりの最適化が可能となり、収量や品質の向上が期待。

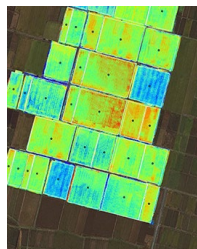
データを活用したスマート農業の展開

土壌や作物の生育などのデータを基にした栽培管理による生産性向上

- 圃場ごとの土壌や収量・生育などのデータを収集・活用
- データを分析して圃場ごとに施肥量を設定

< 事例 > 『若狭の恵（福井県小浜市）』

- ドローンによる葉色センシング及び食味収量コンバインによるデータ収集
- 土壌分析も実施し、施肥量をコントロール
- これらのデータを分析し圃場ごとに施肥量を設定
- 可変施肥ブロードキャスターにより圃場ごとに施肥量をコントロール



圃場ごとにセンシング結果をマッピング

肥料の課題

土壌等のデータを基に必要な肥料を機動的に供給することが必要

- 微量元素など土壌に不足する成分を含んだ肥料を機動的に供給できるようにする必要
- 化学肥料と堆肥を配合可能にして、2度の散布を1度で済むようにするなど、省力化を図るとともに、土づくりのハードルを下げる必要がある

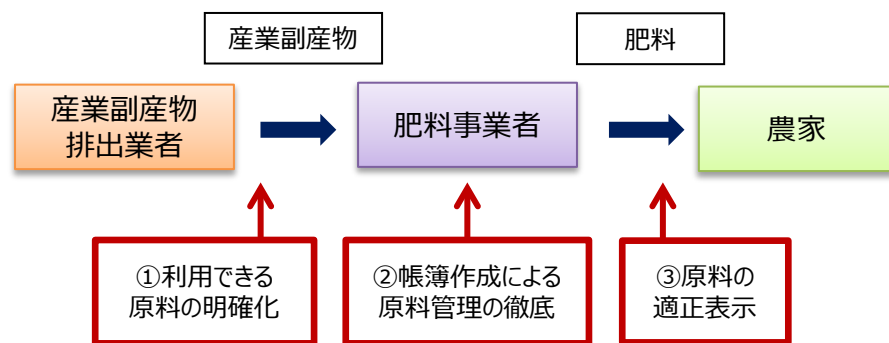
土壌等のデータに基づく施肥や土づくりによる、更なるコスト低減や収量・品質の向上が可能に

3 見直しの方向

① 有機質原料や産業副産物利用の安全の確保（肥料の原料管理制度の導入）

- 肥料の原料によっては、人や植物に有害な物質が高濃度で含まれる可能性があり、行政が肥料の登録時に審査しているが、過去の登録実績等に基づき個別に判断しているため、申請者以外には使用の可否が把握できない状況。
- また、原料の多様化や原料流通の複雑化、肥料事業者による登録後の不十分な原料管理により、不適切な原料変更や有害物質基準の超過などの違反が毎年発生。
 - ➡ ① 肥料に利用できる原料の範囲を規格として明確化し、適切な原料利用を徹底（法第3条）
 - ② 使用した原料の種類や使用量を帳簿に記載・保管を義務づけ、事後のトレースを可能に（法第27条）
- 化学肥料が入っているにもかかわらず有機由来100%を謳うなど、原料の虚偽の宣伝により、有機農産物等を生産する農家に経済的被害が発生する事例も発生。
 - ➡ ③ 現行では肥料の成分の虚偽宣伝を禁止しているが、肥料の原料についても虚偽宣伝を禁止（法第26条）

◆ 肥料の原料利用の安全確保



◆ 近年発生した悪質な肥料取締法違反の事例

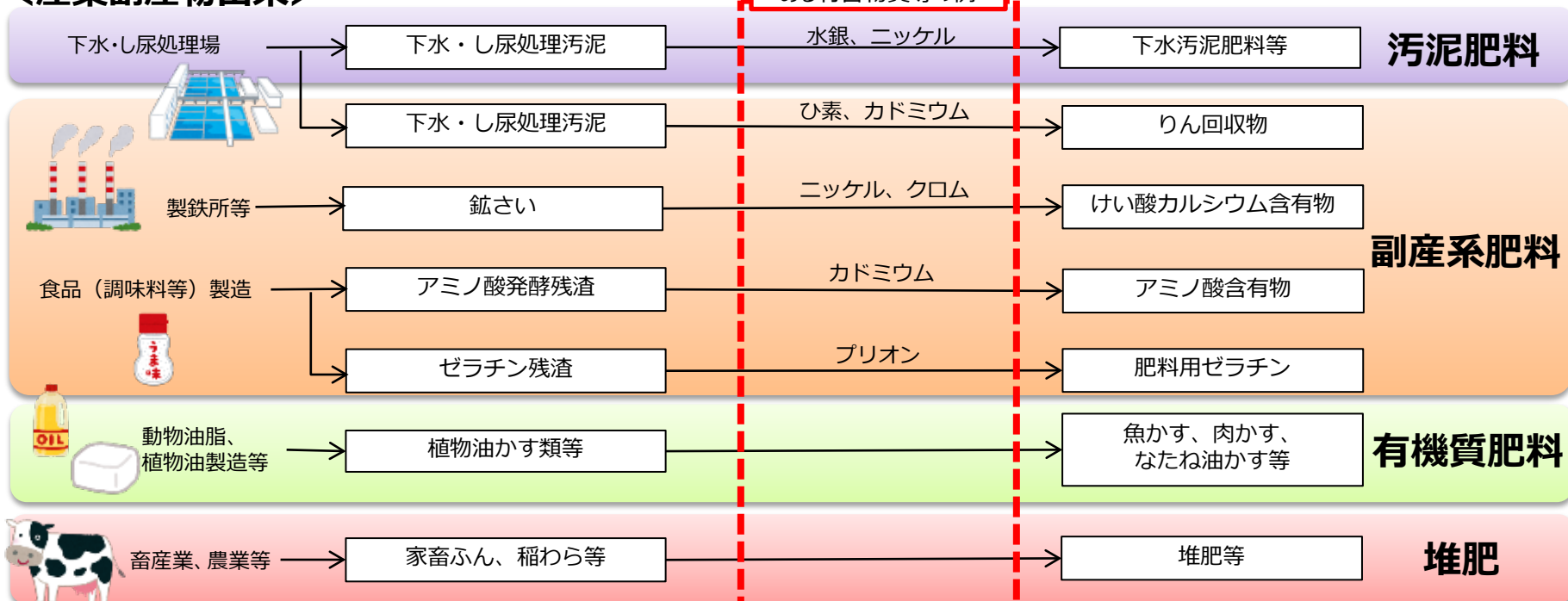
【事例1】
汚泥肥料は堆肥に比べて安価であるため、堆肥と汚泥を混ぜた肥料を「堆肥」として販売していた。
（「汚泥肥料」としての登録義務違反）

【事例2】
化学肥料が入っているにもかかわらず、保証票に記載しておらず、有機由来100%を謳っていた。
（保証票の虚偽表示）

(参考) 肥料に利用される原料

- 肥料は、**鉱物**を原料とするものや**化学合成**されたものと、**産業副産物**を原料とするものに大別
- 鉱物の品位の低下が進んでいるほか、化学合成においても副産物が利用されるなど、産業副産物を原料として生産される肥料が多くなっており、**有害物質の管理など安全確保**が重要

<産業副産物由来>



<鉱物を原料とするものや化学合成されたもの>



3 見直しの方向

② 現場ニーズに応じた肥料生産の促進（配合肥料の生産に関する規制の見直し）

- 現行の制度では、含有成分が安定していない「**堆肥**」と安定している「**化学肥料**」を配合することを原則認めておらず、農家は堆肥と化学肥料をそれぞれ散布する必要。

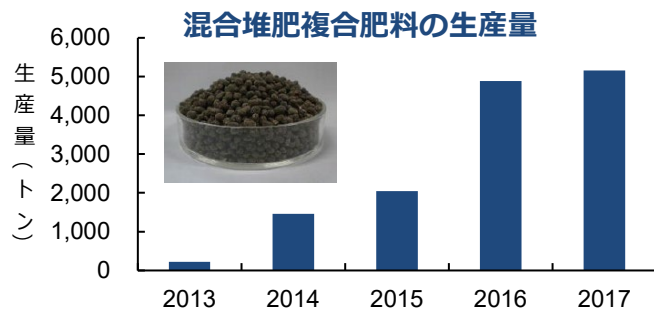
➡ ① 堆肥の利用拡大による土づくりの促進や、施肥の省力化などの観点から、**普通肥料（化学肥料など）、特殊肥料（堆肥など）、土壤改良資材を配合した肥料**を新たに法律上位置付け、**今後生産できるように**。
- 土壤分析結果に基づくきめ細かな施肥**の取組が増加しているが、肥料の配合後に造粒等の加工を行う肥料（化成肥料）については、成分の組合せを変えるたびに登録を取らなければならない、機動的な肥料生産の制約に。

➡ ② **登録済みの肥料を配合して生産する肥料**は、配合後に造粒する場合も含めて届出制とし、**登録不要で届出により生産可能な肥料の範囲を拡大**（①②いずれも法第4条）
- 配合肥料や特殊肥料は、生産の2週間前までに届け出なければならない、**より機動的な手続**が必要。

➡ ③ 配合肥料や特殊肥料の届出期日を**生産の2週間前までから、1週間前までに変更**（法第16条の2、第22条）

◆ 堆肥と化学肥料を配合した混合堆肥複合肥料

- 農家等からのニーズに応じて、2012年に、堆肥と硫酸等の化学肥料の配合を条件付きで認めたところ、生産量が年々増加
- しかしながら、堆肥の配合割合、CN比、製造工程等に制限があるため、全国的な普及には至っていない



出典：「ポケット肥料要覧」（農林統計協会）を基に作成

◆ 堆肥と化学肥料の配合が可能になることによるメリット

メリット

- 土づくりと施肥が同時にでき、施肥作業が省力化
- 堆肥の不足する成分を化学肥料で補うことで、農家がいやすくなり、堆肥の活用が拡大
- 配合肥料の原料として堆肥が利用可能となり、コストダウンが可能に
- ペレット化と組み合わせることで、堆肥の散布が容易になるとともに、偏在している家畜由来の堆肥の広域流通が可能に

作業が省力化

- ✓ 土づくりと施肥が一度の作業で可能に
- ✓ さらに、ペレット化すれば、マニュアルスプレッダーなど専用機械がなくても散布可能に



土づくり



施肥

+

(例)牛ふん堆肥散布 (例)ケイ酸加里散布

別々の作業を1度に実施!

<従来>

- 土づくり (堆肥散布(1.2h/10a))
 - 施肥 (肥料散布(0.2h/10a))
- 1.4h/10a

<今後>

- 土づくり+施肥 0.2h/10a

出典：やまがたアグリネット

肥料の コストが低減

- ✓ 配合肥料の原料に堆肥を使うことでコストダウンが可能に

配合肥料

(速効性)

化学肥料
(硫安等)

+

(緩効性)

有機質肥料
(なたね油かす等)



(緩効性)

堆肥

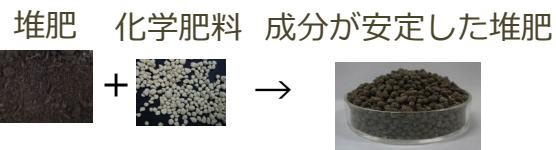
(豚ふん堆肥等)

- 豚ふん堆肥は肥効があり、有機質肥料の代替が可能
- 堆肥は有機質肥料より安価

有機質肥料を堆肥に置き換えることにより、有機入り化成肥料に比べて**10%~30%のコスト低減**に貢献。

堆肥が使いやすくなり 土づくりが進む

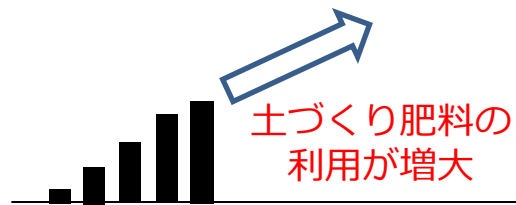
- ✓ 成分が安定しない堆肥を農家は敬遠しがち
- ✓ 化学肥料を堆肥と混合することで、**成分の不足を補い安定化**



(例)

牛ふん堆肥 + 硫安 → 牛ふん堆肥 + 硫安 (成分が安定)

(窒素が不安定) (窒素を補給)



堆肥を敬遠していた農家も土づくりが可能に

3 見直しの方向

③ 肥料の品質や機能に関する表示の充実（肥料の表示基準の整備）

- 肥料の公正な取引を確保するため、肥料に**保証票の添付**を義務づけ、肥料の品質表示を行ってきた。
- しかし、今日では、**保証票に記載している成分濃度や原料以外にも、肥料に求める品質や機能が拡大**しており、こうした品質や機能についても適正な表示が求められている。

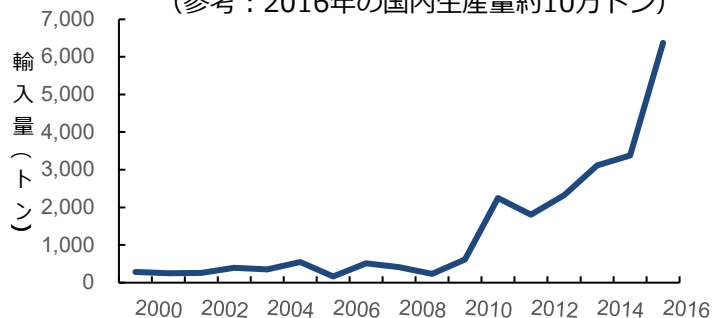
(例) **緩効性肥料（ゆっくり長く効く肥料）**は、追肥の回数を減らせるため年々需要が増加しているが、各社が独自の基準に基づき効果の出る時期を表示しているため、製品毎の比較が難しい状況。

➡ **成分濃度や原料以外にも品質や機能などの表示基準**を設け、基準を満たす場合に表示する仕組みを導入
(法第21条)

◆ 緩効性肥料の輸入量の増加

緩効性肥料は国内メーカーの強みだが、輸入量も年々増加

(参考：2016年の国内生産量約10万トン)

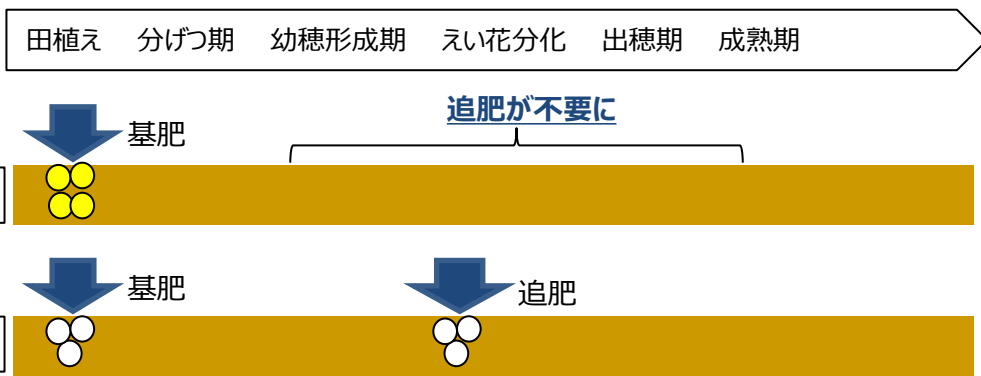


出典：「ポケット肥料要覧」（農林統計協会）



被覆尿素
(緩効性肥料の一つ)

◆ 緩効性肥料による施肥の省力化



背景及び趣旨

農地における地力低下や土壌の栄養バランスの悪化が懸念される中で、国内の低廉な資源であり、土づくりにも役立つ堆肥や我が国の産業副産物由来肥料を安心して活用できるよう、肥料の品質確保を進めるとともに、農業者のニーズに柔軟に対応した肥料生産等が進むよう、法制度を見直す必要。

【具体的課題】

(1) 産業副産物資源の有効活用

産業副産物の肥料利用の一層の拡大に向けて、農家がより安心して利用できるようにするためには、原料管理の強化や虚偽表示などへの対応が必要。

(2) 農家ニーズに応じた新たな肥料の生産・利用

緩効性等、施肥の効率化につながる品質表示の農家ニーズに対応するため、これまでできなかった堆肥と化学肥料の配合等、土づくりや労力・コストの低減につながる肥料配合に関する規制の見直しや、効果の発現時期（充実）が必要。

改正法の概要

1 肥料の原料管理制度の導入

- ① 農林水産大臣は、肥料に使える原料の範囲の規格を設定
- ② 肥料の生産業者及び輸入業者に、原料帳簿の備付けを義務付け
- ③ 肥料の原料の虚偽宣伝を禁止

2 肥料の配合に関する規制の見直し

- ① 普通肥料（化学肥料等）と特殊肥料（堆肥等）を配合した肥料や、肥料と土壌改良資材を配合した肥料を、届出で生産できる制度を新設する。
- ② 登録済みの肥料同士の配合に加え、一定の加工（造粒等）を行った肥料についても、届出で生産できることとする。

3 肥料の表示基準の整備

農林水産大臣は、成分量等の品質表示に加え、肥料の効果の発現時期（緩効性）等の肥料の品質や効果に関する表示についても基準を定め、必要に応じて指示・公表・命令ができることとする。



肥料業者自身による原料管理の義務付けや、届出肥料の拡大に伴い、法律の題名を「肥料取締法」から「**肥料の品質の確保等に関する法律**」に改正。

2 肥料の品質の確保等に関する法律の概要

1 肥料の定義

- 肥料とは、肥料法において、①植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土壌に化学変化をもたらすことを目的として土壌に施される物、②植物の栄養に供することを目的として植物に施されるもの、と定義されている。

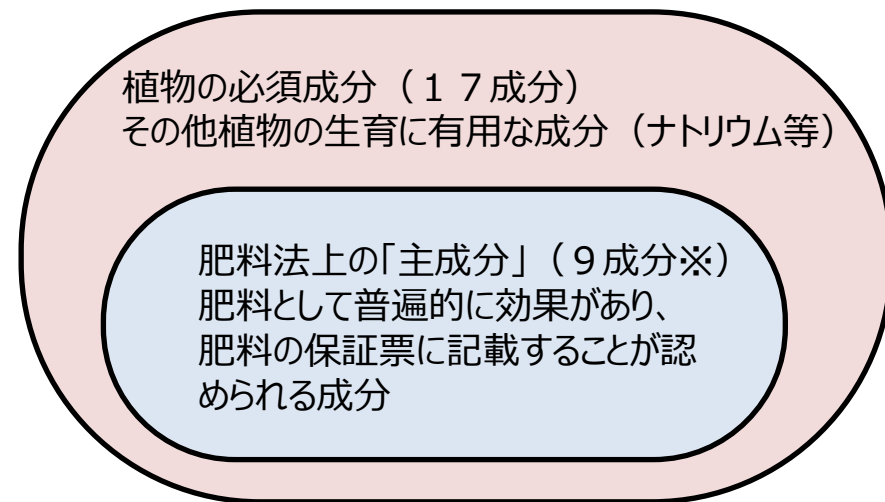
■ 肥料の定義

- 植物の栄養のため土壌に施用されるもの
➡ 窒素肥料、りん酸肥料 等

- 土壌の化学性の改善のために土壌に施用されるもの
➡ 石灰質肥料 等

- 植物の栄養のため植物に施用されるもの
➡ 葉面散布肥料 等

■ 植物の必須成分と肥料における主成分の関係



※ N、P、K、Ca、Mg、Mn、Si、B、S
(有効石灰と有効硫黄はR3.12.1に追加)

2 肥料制度のしくみ

(1) 肥料制度の構成、肥料の区分

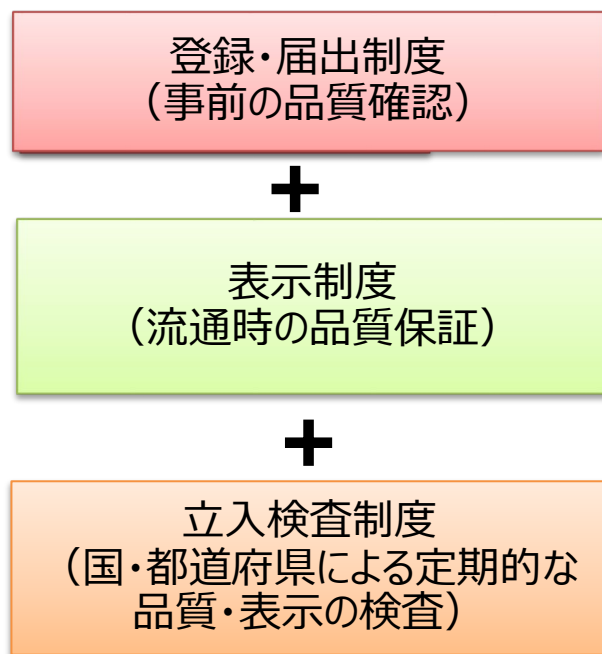
○ 肥料制度の構成

肥料の品質を確保するため、肥料業者には製品の登録又は届出をすることが義務。また、肥料の販売にあたっては、成分含量や原材料等の必要な情報を保証票に記載し、個別の製品に添付することが義務。

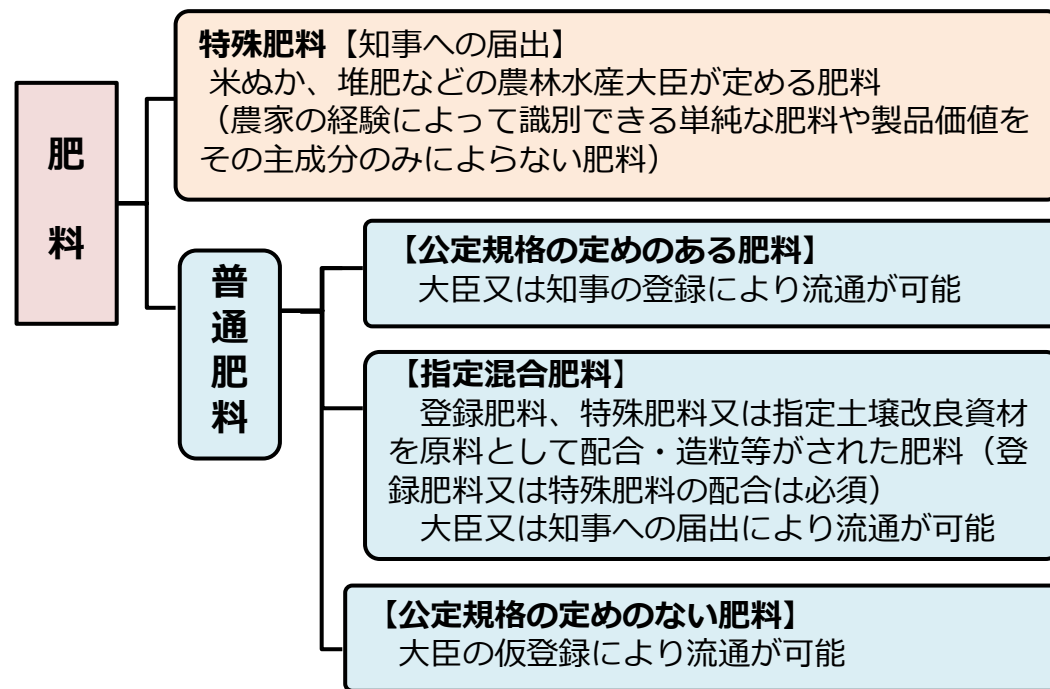
○ 肥料の区分

肥料は特殊肥料と普通肥料に大別される。米ぬか、堆肥などの特殊肥料以外のものはすべて普通肥料に分類。普通肥料は、さらに登録肥料、指定混合肥料及び仮登録肥料に分かれている。

■ 肥料制度の仕組み（制度の構成）



■ 肥料制度の仕組み（肥料の区分）



2 肥料制度のしくみ (2) 特殊肥料の種類

- 特殊肥料とは、肥料法において、米ぬか、堆肥、その他の肥料とされ、4 6 種類が定められている。
- 指定されている特殊肥料は、①農家の経験等により識別できる簡単なもの、及び②堆肥などその価値が主成分の含有量に依存しないものとされる。

■ 特殊肥料の種類一覧（指定名のみ）

(イ) 次に掲げる肥料で粉末にしないもの

魚かす、干魚肥料、干蚕蛹、甲殻類質肥料、蒸製骨、蒸製てい角、肉かす、羊毛くず、牛毛くず、粗砕石灰石

【10の肥料】

(ロ)

米ぬか、発酵米ぬか、発酵かす、アミノ酸かす、くず植物油かす及びその粉末、草本性植物種子皮殻油かす及びその粉末、木の实油かす及びその粉末、コーヒーかす、くず大豆及びその粉末、たばこくず肥料及びその粉末、乾燥藻及びその粉末、落棉分離かす肥料、よもぎかす、草木灰、くん炭肥料、骨炭粉末、骨灰、セラツクかす、にかわかす、魚鱗、家さん加工くず肥料、発酵乾ふん肥料、人ふん尿、動物の排せつ物、動物の排せつ物の燃烧灰、堆肥、グアノ、発泡消火剤製造かす、貝殻肥料、貝化石粉末、製糖副産石灰、石灰処理肥料、含鉄物、鋳さい、微粉炭燃烧灰、カルシウム肥料、石こう

【36の肥料】

- ※ 1 汚泥肥料については、平成 1 1 年に特殊肥料から普通肥料に変更された。
- 2 指定された凝集促進材を使用した動物の排せつ物は、普通肥料から特殊肥料に変更された。

■ 混合特殊肥料の追加（令和 2 年 1 2 月 1 日以降）

- 新たに、特殊肥料同士を配合することが可能となった（混合特殊肥料）。
- また、混合特殊肥料の製造に当たっては、粒状化促進材、固結防止材、浮上防止材、悪臭防止材（ゼオライト）の使用が可能となった。

2 肥料制度のしくみ

(3) 普通肥料の公定規格 (改正後の規格 R3.12.1～)

- 肥料法の定義では、普通肥料は特殊肥料以外のものとされているが、具体的には、種類ごとに規格(公定規格)が定められている。規格数は、現行の169規格から、改正後は138規格になる。
- 普通肥料を登録する場合は、この規格のどれかに合致している必要がある。

1. 窒素質肥料 (20)

単一化合物群 (18)
被覆窒素肥料
混合窒素肥料

2. リン酸質肥料 (12)

単一化合物群 (9)
溶成けい酸りん肥
加工りん酸肥料
被覆りん酸肥料
混合りん酸肥料

3. 加里質肥料 (12)

単一化合物群 (10)
被覆加里肥料
混合加里肥料

4. 有機質肥料 (42)

単一有機質物 (40)
混合有機質肥料
副産
副産動植物質肥料 (副産植物質肥料、 副産動物質肥料)

5. 副産肥料等 (5)

副産肥料 (副産窒素肥料、 副産りん酸肥料、 副産加里肥料、 副産複合肥料、 副産苦土肥料(2)、 副産マンガ肥料)
副産
液状肥料 (液状副産窒素肥料、 液状窒素肥料、 液体りん酸肥料、 液状複合肥料、 液体副産Mh肥料、 液体微量要素複合肥料)
家庭園芸用複合肥料
菌体肥料
吸着複合肥料

6. 複合肥料 (12)

単一	溶成複合肥料
	りん酸マグネシウム アンモニウム
	硝酸加里
	りん酸加里
混合	りん酸アンモニア
	混合動物排せつ物 複合肥料
	混合堆肥複合肥料
	混合汚泥複合肥料
	配合肥料
加工	化成肥料
	被覆複合肥料
成形複合肥料	

7. 石灰質肥料 (7)

単一	単一化合物群 (4)
単一	硫酸カルシウム
混合石灰肥料	
副産石灰肥料	

8. けい酸質肥料 (5)

単一化合物群 (5)

9. 苦土肥料 (9)

単一化合物群 (6)
加工苦土肥料
被覆苦土肥料
混合苦土肥料

10. マンガン質肥料 (5)

単一化合物群 (3)
加工マンガン肥料
混合マンガン肥料

11. ほう素質肥料 (4)

単一化合物群 (3)
加工ほう素肥料

12. 微量元素複合肥料 (2)

単一	溶成微量元素複合肥料
混合微量元素肥料	

13. 汚泥肥料等 (3)

汚泥肥料
水産副産物発酵肥料
S及びその化合物

合計 138 規格

- ・規格の大きくり化：25規格→6規格
- ・複数の有効期間がある規格の統合：34規格→17規格
- ・新たな単一化合物の創設：5規格増加

単一化合物群

副産系の肥料

混合した肥料

被覆した肥料

加工した肥料

汚泥肥料等

2 肥料制度のしくみ

(4) 公定規格の構成

- 登録できる普通肥料は、公定規格を満たすことが必要。
- 公定規格は、肥料の品質が一定水準より低下することを防ぐために設定された肥料登録の最低条件。「肥料の種類」、「含有すべき主成分の最小量（主成分）」、「含有を許される有害成分の最大量（有害成分）」及び「その他の制限事項」の4項目によって構成される。

■ 公定規格の例（改正後）

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
被覆りん酸肥料 (りん酸質肥料又は副産肥料（専ら原料規格第二中六の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、りん酸を保証し、窒素及び加里を保証しないものに限る。）を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。)	一 水溶性りん酸 10.0 二 水溶性りん酸のほか水溶性石灰、水溶性苦土、水溶性マンガ、水溶性ほう素又は可溶性硫黄を保証するものにあつては、 一に掲げるもののほか 水溶性石灰については 1.0 水溶性苦土については 1.0 水溶性マンガについては 0.10 水溶性ほう素については 0.05 可溶性硫黄については 1.0	水溶性りん酸の含有量1.0%につき ひ素 0.004 カドミウム 0.00015	一 りん酸の初期溶出率は50%以下であること。 二 牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 三 要植害確認原料を使用する肥料を原料として使用する肥料にあつては、要植害確認原料が法第七条ただし書の規定に基づき植害試験の調査受け害が認められないものであること。 四 登録の有効期間は、三年肥料等を原料として使用する肥料にあつては三年、三年肥料等を原料として使用しない肥料にあつては六年である。

2 肥料制度のしくみ

(5) 公定規格の改正の概要 (令和3年12月施行)

- 令和3年12月に公定規格を改正し、規格の統合、新設、有効期間の見直し、保証可能な成分の拡大、原料規格の設定等を行う。

■ 公定規格の見直しの概要

① 単一化合物規格の新設

りん酸アンモニア等2つの成分を含む単一化合物を新たな規格として新設。

② 登録の有効期間の見直し

植害試験が必要な肥料については有効期間を3年、植害試験が不要な肥料については有効期間を6年とし、有効期間の分類を分かりやすいものにする。

③ 保証可能な成分の拡大

肥料の種別について、大きくり名称としての役割は残すものの、保証可能な主成分の範囲の制限としての役割は廃止し、多くの主成分が保証可能になる。

④ 公定規格の統合と主成分の最小量の引き下げ

各副産系肥料の公定規格を一つの「副産肥料」の規格へ統合。また、最小量の規格を引き下げ。

⑤ 有効石灰と硫黄分の新設

植物の生育に有効なカルシウムについて、有効石灰として保証可能とする。硫黄分についても同様。

⑥ 原料規格の設定

原料の条件について従来よりも詳細な「原料規格」を設定。原料規格を定めることによって、どのような副産物を肥料原料として用いることができるのかが事前に分かりやすくなる。

3 肥料を生産する際の手続き等

(1) 普通肥料の登録

○ 公定規格に定めのある肥料を生産又は輸入する場合は、銘柄ごとに登録を受ける必要がある。

■ 肥料登録の手続き

肥料登録申請書(2部)

- 氏名及び住所
- 肥料の種類及び名称
- 保証成分量その他の規格
- 生産する事業場の名称及び所在地
- 保管する施設の所在地
- 植物に対する害に関する栽培試験の成績
- その他農林水産省令で定める事項



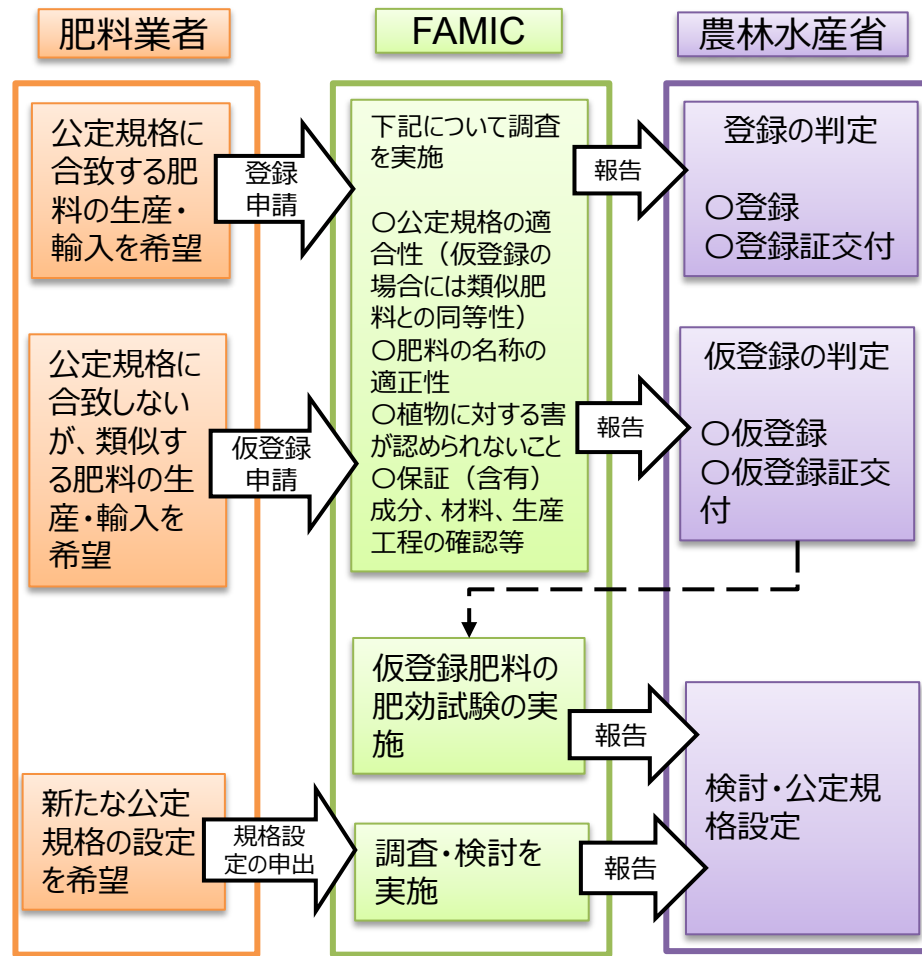
+

登録手数料

+

その他、
分析証明書等
新規の場合は
登記簿謄本

■ 肥料登録等の流れ



3 肥料を生産する際の手続き等

(2) 指定混合肥料制度の導入 (令和2年12月施行)

○ これまで、登録済みの肥料のみを配合した肥料は、指定配合肥料として届出制で生産が可能であったが、令和2年12月からは、造粒等の加工を行ったものや、特殊肥料を配合した肥料、土壌改良資材を配合した肥料についても、届出で生産することが可能となった。

■ 指定混合肥料の種類

① 指定配合肥料
登録済肥料同士を配合したもの（水造粒を含む。）



従来どおり

② 指定化成肥料
登録済肥料同士を配合し、造粒等の一定の加工を行った肥料



新規届出肥料
(従来の化成肥料の一部)

③ 特殊肥料等入り指定混合肥料
普通肥料と特殊肥料を配合した肥料
(造粒等の一定の加工を行ったものを含む。)



新規届出肥料

④ 土壌改良資材入り指定混合肥料
肥料と土壌改良資材を配合した肥料（造粒等の一定の加工を行ったものを含む。)



新規届出肥料



届出期日は、生産の2週間前から1週間前までに変更

3 肥料を生産する際の手続き等 (3) 指定混合肥料の届出の留意事項等

- すでに指定配合肥料として届出を行っているものは、新たな届出は不要。また、保証票の様式を変更することなく、従来の包材を利用可能。
- 特殊肥料等入り指定混合肥料及び土壌改良資材入り指定混合肥料の届出の単位は、原料とする普通肥料の種類が変更となった場合には新たな届出が必要となるが、原料とする普通肥料の銘柄が変更となった場合には新たな届出は要しない。

■ 特殊肥料入り指定混合肥料における新たな届出が必要か否かの例

(1) 原料の種類による届出単位の考え方

- ①原料とする普通肥料の「銘柄」の変更 ⇒ 新たな届出を要しない
被覆尿素（90日型）＋堆肥 → 被覆尿素（180日型）＋堆肥
- ②原料とする普通肥料の「種類」の変更 ⇒ 新たな届出を要する
硫安＋堆肥 → 被覆尿素＋堆肥
化成肥料＋堆肥 → 化成肥料＋肉骨粉＋堆肥

(2) 原料の割合による届出単位の考え方

配合割合（重量ベース）について、

- ・原則上下10%の許容差を認める。
- ・普通肥料に限り、1割以下、9割以上の場合に、上下5%の許容差とする。
- ・普通肥料の原料の配合比率の変更は自由です。特殊肥料についても同様。

3 肥料を生産する際の手続き等

(4) 特殊肥料の届出

- 特殊肥料を生産又は輸入しようとする者は、都道府県知事に事業開始届を提出する必要がある。
- 令和2年12月から、特殊肥料の届出事項に「肥料の種類」(指定名)が追加される。

■ 特殊肥料生産業者（輸入業者）届出書の様式

特殊肥料生産業者（輸入業者）届出書

年 月 日

都道府県知事 ○○○○ 殿

住所
氏名（名称及び代表の氏名） 印

下記により特殊肥料を生産（輸入）したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第22条第1項の規定により届出ます。

記

- 1 氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地）
- 2 **肥料の種類**
- 3 肥料の名称
- 4 生産する事業場の名称及び所在地
- 5 保管する施設の所在地

備考

- 1 氏名又は代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 輸入業者にあつては4を記載しなくてよい。

赤字部分が追加

3 肥料を生産する際の手続き等 (5) 特殊肥料の品質表示基準

- 特殊肥料のうち、堆肥、動物の排せつ物については、品質が多様であること等から、特殊肥料の適正施肥等の観点から、品質表示基準が定められている。
- **令和2年12月**から生産が認められる**混合特殊肥料**についても、品質表示基準の対象肥料となる。

■ 主成分の含有量等の表示の概要

主成分の含有量については、

- ・窒素全量
 - ・りん酸全量
 - ・加里全量
 - ・銅全量 (300mg/kg-現物以上)
 - ・亜鉛全量 (900mg/kg-現物以上)
 - ・石灰全量 (150g/kg-現物以上)
 - ・炭素窒素比
 - ・水分含有量 (乾物当たりの表示を選択した場合)
- について表示することとしています。

また、令和2年12月以降は、これ以外の主成分について一定量以上含有していることを分析により確認できた場合に、表示が可能となる

■ 堆肥の表示例

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示

肥料の名称 豚ふんたい肥1号
 肥料の種類 堆肥
 届出をした都道府県 東京都
 表示者の氏名又は名称及び住所 ○○畜産センター
 東京都千代田区大手町〇丁目〇番〇号
 正味重量 20キログラム(30リットル)
 生産した年月 平成15年6月
 原料 豚ふん、鶏ふん、わら類、樹皮
 備考: 生産に当たって使用された重量の大きい順である。

主成分の含有量等

窒素全量	1.5	(%)
りん酸全量	2.7	(%)
加里全量	2.5	(%)
銅全量	450	(mg/kg)
亜鉛全量	1100	(mg/kg)
炭素窒素比	14	

3 肥料を生産する際の手続き等

(6) 登録又は届出書類の提出先

- 普通肥料又は特殊肥料を生産しようとする場合は、国又は都道府県知事の登録又は届出が必要。
- 肥料登録の具体的な手続きについては、F A M I CのHPにある「登録の手引き」を参照。

■ 普通肥料又は特殊肥料の登録又は届出先

肥料の種類		登録又は届出	書類の提出先
普通肥料	① 普通肥料（②を除く）	登録	F A M I C※
	② 有機質肥料、石灰質肥料、 県域を超えない農協等が生産する普通肥料	登録	都道府県知事
	③ 指定混合肥料（④を除く）	届出	国（地方農政局）
	④ 都道府県知事登録肥料のみを原料とする 指定混合肥料	届出	都道府県知事
特殊肥料	⑤ 特殊肥料	届出	都道府県知事

※各都道府県を管轄する独立行政法人農林水産消費安全技術センター本部又は地域センター

■ 普通肥料の登録の手引きの参照先

http://www.famic.go.jp/ffis/fert/sub2_1st/sub2_1st.html

(F A M I CのHP [HOME](#) > [肥料・土壌改良資材](#) > [肥料各種申請手続き](#) > [登録の手引き](#))

4 保証票

(1) 保証票の添付義務と様式

○ 普通肥料は、見た目では品質や効果を判断することが困難であることから、保証票の添付が義務付けられている。ただし、事故肥料、輸出用、工業用又は飼料用の肥料は、保証票を添付する必要はない。

■ 保証票の種類

- ◆ 生産業者保証票
 - 登録肥料（汚泥肥料等以外）
 - 登録肥料（汚泥肥料等）
 - 仮登録肥料
 - 指定配合肥料
 - 指定化成肥料
 - 特殊肥料等入り指定混合肥料
 - 土壌改良資材入り指定混合肥料
- ◆ 輸入業者保証票
- ◆ 販売業者保証票

■ 生産業者保証票の様式

○
生産業者保証票
登録番号 肥料の種類 肥料の名称 保証成分量（%） 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 混入した物の名称及び混入の割合（%） 正味重量 生産した年月 生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地

4 保証票

(2) 保証票の表示の簡素化 (令和2年12月施行)

- **令和2年12月**から、保証票の表示について、一部の表示を簡素化することができることとなった。これにより、多少の原料の使用量等の変動があっても、保証票の印刷を変えなくても良い場合があり、肥料製造のコスト削減が期待される。

■ 保証票の表示の簡素化の例

◆ 「その他」を導入した表示の例

(配合原料)

硫酸アンモニア、塩化加里、指定配合肥料〔硫酸アンモニア、硫酸加里、水酸化苦土肥料〕、加工家きんふん肥料、**その他〔窒素質グアノ、尿素〕**

- 備考：1 重量割合の大きい順である。
2 []内は指定配合肥料の配合原料である。
3 その他の[]内の原料は、順不同となることもある。

◆ 隣接する原料の順位が入れ替わる場合の表示の例

(配合原料)

硫酸アンモニア、塩化加里、指定配合肥料〔硫酸アンモニア、硫酸加里、水酸化苦土肥料〕、加工家きんふん肥料、窒素質グアノ、尿素

- 備考：1 重量割合の大きい順である。
2 []内は指定配合肥料の配合原料である。
3 **硫酸アンモニアと塩化加里の重量割合の順位は、入れ替わることもある。**

◆ web表示を導入した場合の表示の例

(配合原料)

硫酸アンモニア、塩化加里、**指定配合肥料**、加工家きんふん肥料、**その他**

- 備考：1 重量割合の大きい順である。
2 「指定配合肥料」及び「その他」には有機質肥料等以外の原料が原料として含まれる。
3 原料の詳細は下記リンク先に記載。なお、書面を希望の場合は以下の連絡先にお問い合わせください。

二次元コード

5 肥料生産業者等が遵守すべき事項

(1) 各種変更届出書類等の一覧

- 肥料生産業者は、品質を適正に管理し、肥料法その他の法令を遵守しなければならない。
- また、登録事項や届出事項に変更が生じた場合は、所定の様式に基づき都道府県又は所管の農政局に届出を提出する必要がある。

■ 肥料法に基づく届出等が必要な事項

届出事項	提出する書類	提出先
登録肥料関係	肥料登録事項変更届、肥料登録証書替交付申請書、失効届等	国（地方農政局）
指定混合肥料の届出関係	届出事項変更届、事業廃止届等	国（地方農政局）
特殊肥料の届出関係	事業廃止届等	都道府県
肥料生産事業場略称関係	届出事項変更届等	国（地方農政局）
委託生産関係	委託生産変更届、委託生産廃止届等	国（地方農政局）
肥料販売業務関係	届出事項変更届等	都道府県
外国生産肥料関係	国内管理人変更届、届出事項変更届、事業廃止届等	国（地方農政局）

※ 詳細は、F A M I Cの「登録の手引き」を参照。

5 肥料生産業者等が遵守すべき事項 (2) 帳簿の備え付け

- 肥料の生産業者、輸入業者及び販売業者は、その事業場ごとに、生産、販売等に関する帳簿を備え付け、必要な事項を記載することとなっている。
- **令和3年12月**からは、原料帳簿の備え付けが新たに追加される。

■ 原料帳簿の備え付けが必要な肥料

- ・ 原料表示、材料表示、異物表示を行っている肥料
- ・ 原料規格の対象となる原料を使用した肥料

■ 原料帳簿に記載する項目

- ・ 生産ロットの番号（web表示を行う場合）
- ・ 使用した原料の名称
- ・ 使用量
- ・ 原料の購入元※
- ・ 原料の発生元（試薬や工業用薬品では不要）
- ・ 原料の発生工程等、原料規格に適合していることがわかる書類（帳簿に添付）
なお、輸入業者は、「原料の発生元」、「原料の購入元」は不要

※ 原料が肥料の場合は、購入帳簿で代用が可能

6 肥料販売業者の届出と保証票の様式

- 肥料の販売を業として行う場合は、販売業務を行う事業場を管轄する都道府県ごとに、事業を開始した2週間以内に届出書を提出する必要がある。
- また、肥料を小分けした場合は、その容器・包装ごとに、販売業者保証票を添付する必要がある。
- 上記の届出や保証票の添付は、インターネットを通じて肥料を販売する場合についても同様である。

■登録肥料（汚泥肥料等を除く）の販売業者保証票の様式

○	
販売業者保証票	
(登録番号はありません。)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 生産業者保証票との違い </div>
肥料の種類	
肥料の名称	
保証成分量 (%)	
原料の種類	
材料の種類、名称及び使用量	
混入した物の名称及び混入の割合 (%)	
正味重量	
生産した年月	
生産業者の氏名又は名称及び住所	
生産した事業場の名称及び所在地	
販売業者保証票を付した年月	
販売業者の指名又は名称及び住所	

7 手続きの簡素化

(1) オンライン申請について

- 肥料法に基づく登録申請又は届出に係る書類の提出に当たっては、その一部はオンラインで申請が可能である。
- 今後、電子納付を含む登録・更新手続きについても、オンラインで申請可能なサービスを提供する予定。

■ オンライン申請ができる手続き（届出に係る以下の手続き）

- ①登録証の記載事項変更に係る届出又は登録証の書替交付申請
- ②登録証の滅失（汚損）に係る再交付申請
- ③普通肥料の名称変更に係る登録証書替交付申請
- ④登録・仮登録の失効届出
- ⑤指定混合肥料の生産業者届出
- ⑥指定混合肥料の生産業者の届出事項の変更又は廃止の届出
- ⑦指定混合肥料生産事業廃止届出
- ⑧国内管理人に係る変更届出
- ⑨生産事業場に係る略称届出
- ⑩生産事業場に係る略称届出事項変更届出

※ 都道府県への登録又は届出に係る手続きについては、本システムの対象外。

7 手続きの簡素化 (2) オンライン申請の方法

- オンライン申請を行うためには、オンライン申請の新規利用のための申し込みを行う必要がある。
- ユーザー名とパスワードを入力すれば、申請が可能となる。

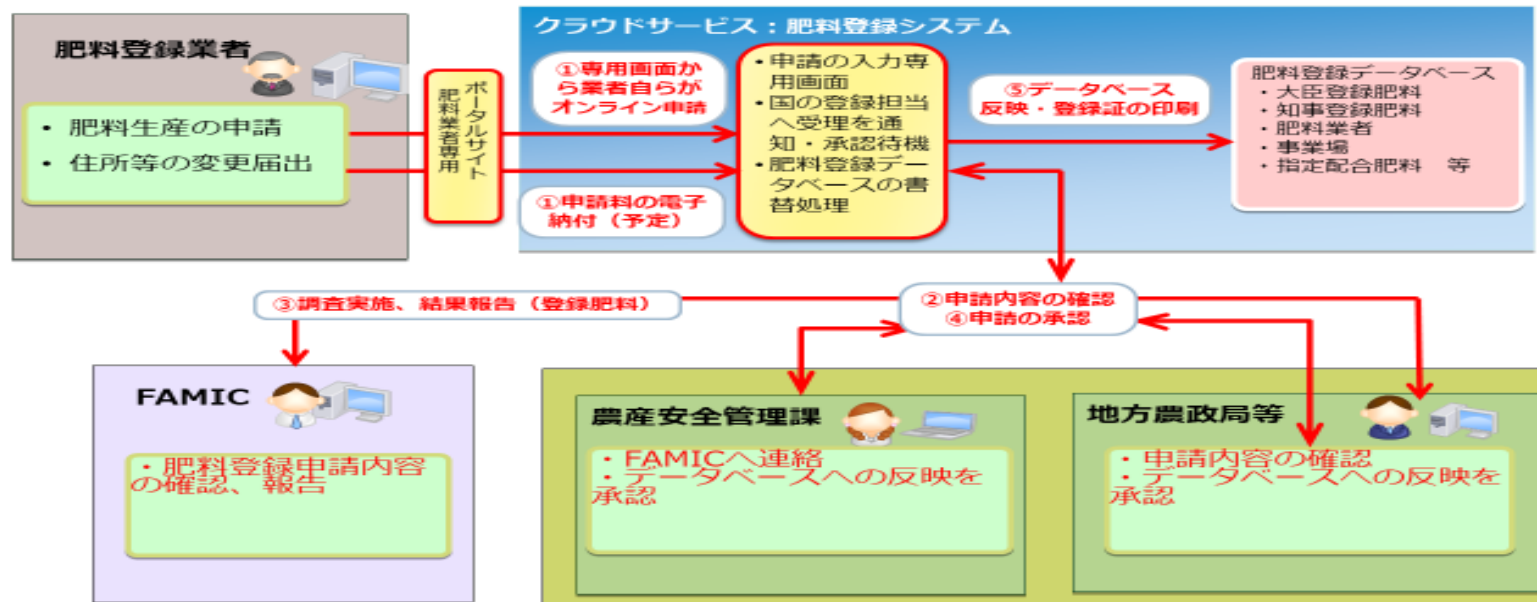
※なお、オンライン申請の申し込みを行っても、従来どおりの書類での申請も可能。

■新規でオンライン申請を行う方法

下記アドレス内の「オンライン申請等の新規利用に係る肥料登録システムの申込要領」に従い、「肥料登録システム誓約書兼利用申込書」を農林水産省農産安全管理課あて提出。ログインができるようになった後、ユーザー自身でパスワードの設定を行った後、申請が可能となる。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/160801.html ← ここから申込書をダウンロード

肥料登録システムの業務概要



3 参考情報（問い合わせ先等）

1 肥料制度に関する問合せ先一覧

(1) 農政局等

- 肥料制度一般、普通肥料の登録更新、指定混合肥料の届出等に関する事項については、下記の機関にお問い合わせ。

機 関	連 絡 先	管 轄 都 道 府 県
農林水産省 北海道農政事務所消費・安全部 農産安全管理課	TEL 011-330-8815 FAX 011-520-3056	北海道
農林水産省 東北農政局消費・安全部 農産安全管理課	TEL 022-221-6097 FAX 022-217-8432	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
農林水産省 関東農政局消費・安全部 農産安全管理課	TEL 048-740-5229 FAX 048-601-0548	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
農林水産省 北陸農政局消費・安全部 農産安全管理課	TEL 076-232-4006 FAX 076-232-4007	新潟、富山、石川、福井
農林水産省 東海農政局消費・安全部 農産安全管理課	TEL 052-746-1315 FAX 052-220-1362	岐阜、愛知、三重
農林水産省 近畿農政局消費・安全部 農産安全管理課	TEL 075-414-9035 FAX 075-417-2149	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
農林水産省 中国四国農政局消費・安全部 農産安全管理課	TEL 086-223-7673 FAX 086-224-7714	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
農林水産省 九州農政局消費・安全部 農産安全管理課	TEL 096-300-6136 FAX 096-211-9700	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 消費・安全課	TEL 098-866-1672 FAX 098-860-1195	沖縄
農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課	TEL 03-3502-5968 FAX 03-3580-8592	

1 肥料制度に関する問合せ先一覧

(2) 農林水産消費安全技術センター (F A M I C)

○ 普通肥料の登録に関する事項については、下記の機関にお問い合わせ。

機 関	連 絡 先	管 轄 都 道 府 県
独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 本部 肥飼料安全検査部	TEL 050-3797-1854 FAX 048-601-1179	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、 神奈川、新潟、山梨、長野、静岡
独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 札幌センター	TEL 050-3797-2716 FAX 011-261-6737	北海道
独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 仙台センター	TEL 050-3797-1893 FAX 022-295-0446	青森、秋田、岩手、宮城、山形、福島
独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 名古屋センター	TEL 050-3797-1901 FAX 052-231-8569	富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重
独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 神戸センター	TEL 050-3797-1914 FAX 078-304-7426	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島 根、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、高知
独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 福岡センター	TEL 050-3797-1920 FAX 092-682-2943	山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児 島、沖縄

2 改正肥料法に関する情報提供サイト

- 以下のサイトで、改正肥料法の関係法令や登録申請に関する詳しい情報提供を行っていますので、ご利用下さい。

- 肥料の品質の確保等に関する法律
http://www.famic.go.jp/ffis/fert/hourei/sub1_torihou.htm
- 肥料の品質の確保等に関する法律施行令
http://www.famic.go.jp/ffis/fert/hourei/sub1_torirei.htm
- 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則
http://www.famic.go.jp/ffis/fert/hourei/sub1_torikisoku.html
- 肥料の品質の確保等に関する法律関係告示一覧
http://www.famic.go.jp/ffis/fert/sub1_kokuji.html
- 肥料登録申請の手引き
http://www.famic.go.jp/ffis/fert/sub2_1st/sub2_1st.html

- 肥料制度の見直しに係るオンライン説明会（令和3年7月29日）
https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/0729hiryo_setsumei.html